



2025年4月2日

各位

会社名 知多鋼業株式会社
代表者 代表取締役社長 太田 晴之
(コード番号 5993 名証メイン)
問合せ先 取締役総務部長 原田 育広
(電話番号 0568-27-7750)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2025年3月18日付で公表いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2025年3月18日付プレスリリース「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、カヤバ株式会社（以下「カヤバ」といいます。）が2025年2月6日付プレスリリース「知多鋼業株式会社（証券コード：5993）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、カヤバが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、カヤバは、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に対して要請する予定とのことであったため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年3月26日付プレスリリース「カヤバ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けが成立し、かつ、本公開買付けの成立後、カヤバが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本日、カヤバから会社法第179条第1項に基づく株式売渡請求に係る通知を受け、当社は当該株式売渡請求を承認したことから、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。当該株式売渡請求の詳細については、当社が本日公表した「カヤバ株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以上